

市の指定文化財について

1 浜松市指定文化財の指定（追加指定）

浜松市文化財保護条例第32条第2項において準用する第4条第3項に基づき、候補1件の指定（追加指定）について浜松市文化財保護審議会へ諮問した結果、同条例第32条第1項の規定により指定された。

種別	浜松市指定記念物（史跡）
名称等	浜松城跡
所在地	浜松市中区元城町100番地の2の一部
所有者	浜松市
年代	戦国時代から江戸時代
特記事項	従来指定地に新たな指定地を追加するもの
指定年月日	令和3年1月28日
概要	昭和34年に指定された天守曲輪（てんしゅくるわ）に加え、東側の本丸及び西側の西端城曲輪（にしはじょうくるわ）が新たに指定地として追加された。



浜松城跡

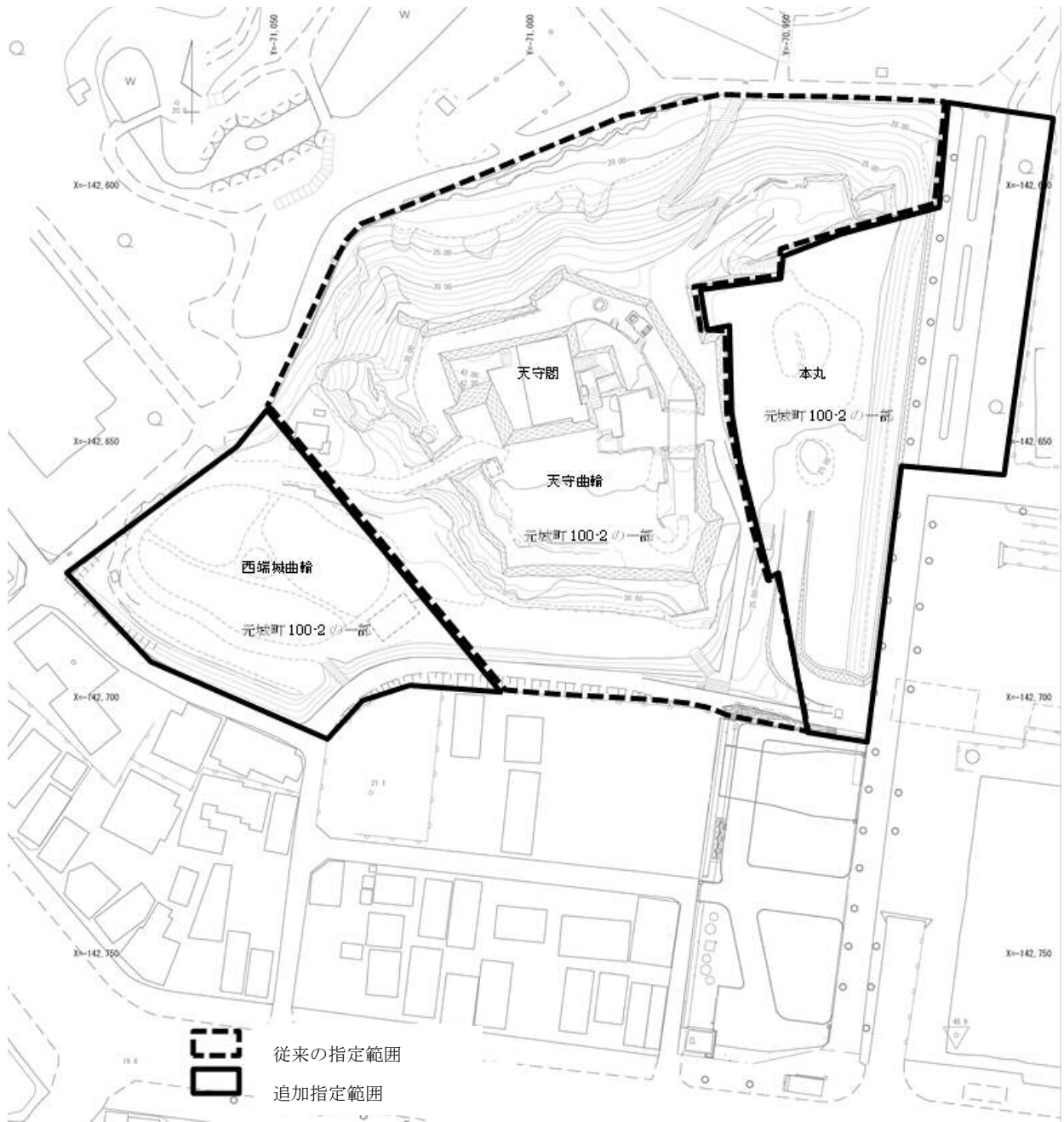
2 浜松市指定文化財の指定解除

浜松市文化財保護条例第33条第3項において準用する第5条第2項において準用する第4条第3項に基づき、候補1件の指定解除について浜松市文化財保護審議会へ諮問した結果、同条例第33条第1項の規定により指定解除された。

種別	浜松市指定記念物（天然記念物）
名称等	伊目のノウゼンカズラ 1本
所在地	浜松市北区細江町気賀
所有者	個人
指定年月日	昭和53年6月16日
解除年月日	令和3年1月28日
概要	樹木全体が枯死しており、再生の可能性はないことから、浜松市文化財保護条例第33条第1項に規定する解除基準「天然記念物としての価値を失った場合」に該当すると判断された。



枯死したノウゼンカズラ根本主幹



浜松城跡追加指定の範囲



本丸の現況（北西から）



西端城曲輪の現況（東から）